

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年(2015年) 2 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市建築審査会条例の一部改正)

第1条 町田市建築審査会条例（昭和49年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「規定」の次に「(マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「規定」の次に「(マンション建替え円滑化法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第6条第1項ただし書中「規定」の次に「(マンション建替え円滑化法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

(町田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 町田市特定公共賃貸住宅条例（平成8年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「、土地収用法」を「又は土地収用法」に改め、「又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）第117条の規定による申出（同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合に限る。）」を削る。

第7条の2を削る。

第16条の2を削る。

第28条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

(町田市営住宅条例の一部改正)

第3条 町田市営住宅条例（平成9年12月町田市条例第43号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条の2を削る。

第7条第3項中「第6条第1項第3号イ」を「前条第1項第3号イ」に改める。

第9条第1項第7号を削る。

第38条の2を削る。

第39条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第4項中「第10号」を「第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市建築審査会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第3条 審査会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1) 市長から法の規定 (<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)</u> 第105条第2項において準用する場合を含む。) に基づいて同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項の規定 (<u>マンション建替え円滑化法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u> に基づいて裁決するとき。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定 (<u>マンション建替え円滑化法第105条第2項において準用する場合を含む。)</u> に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開を不適當と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 審査会は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1) 市長から法の規定に基づいて同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項の規定に基づいて裁決するとき。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項の規定に基づき口頭審査を行う場合を除くほか、裁定の評議その他議長が公開を不適當と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

町田市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公募の例外)</p> <p>第6条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条第1項の公募を行わないで、特定公共賃貸住宅を使用させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行する事業に伴う公営住宅の除却、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却又は<u>土地収用法</u>(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第6条 市長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条第1項の公募を行わないで、特定公共賃貸住宅を使用させることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行する事業に伴う公営住宅の除却、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却、<u>土地収用法</u>(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却又は<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律</u>(平成14年法律第78号。以下「<u>マンション建替え円滑化法</u>」という。)第117条の規定による申出(同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合に限る。)</p> <p><u>(マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項)</u></p> <p><u>第7条の2 マンション建替え円滑化法第119条第1項第2号イに規定する条例で定める金額は、前条第1項第3号に規定する基準を満たす金額とする。</u></p> <p><u>2 マンション建替え円滑化法第119条第1項第2号ロに規定する条例で定める条件</u></p>

町田市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(明渡請求権)</p> <p>第28条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対して、期日を指定して、第9条第2項の規定による許可を取り消し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>は、マンション建替え円滑化法第104条第1項又は第112条第1項に規定する認定を受けた日において、次に掲げる要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備していること。</u></p> <p><u>(2) 前条第2項の規定により市長が満たすべき要件を定めた場合にあっては、当該要件を満たすこと。</u></p> <p><u>(マンション建替え円滑化法に係る使用料等の特例)</u></p> <p><u>第16条の2 市長は、マンション建替え円滑化法第119条第3項の規定により家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、当該特定公共賃貸住宅の使用料等を減額することができる。</u></p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第28条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対して、期日を指定して、第9条第2項の規定による許可を取り消し、当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) マンション建替え円滑化法第118条第1項の規定により入居したマンション建替え円滑化法第108条に規定する認定賃借人が、マンション建替え円滑化法第2条第1項第3号に規定する再建マンションに移転しないとき。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2・3 略</p>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用者の資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第1項第3号イ</u>に掲げる市営住宅の使用者は、同項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで市営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>(マンション建替え円滑化法の規定により条例で定める事項)</u></p> <p><u>第6条の2</u> <u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え円滑化法」という。)</u> <u>第118条第1項第2号イ</u>に規定する条例で定める金額は、<u>214,000円とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>マンション建替え円滑化法第118条第1項第2号ロ</u>に規定する条例で定める条件は、<u>マンション建替え円滑化法第104条第1項又は第112条第1項</u>に規定する認定を受けた日において、<u>前条第1項第1号及び第2号</u>に掲げる条件を具備していることとする。</p> <p>(使用者の資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第6条第1項第3号イ</u>に掲げる市営住宅の使用者は、同項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで市営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) マンション建替え円滑化法第117条の規定による申出(同条に規定する通知により示された賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市営住宅である場合に限る。)</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(マンション建替え円滑化法に係る使用料の特例)</u></p>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(明渡請求権)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第9号までの規定に該当することにより同項の明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>5・6 略</p>	<p><u>第38条の2 市長は、マンション建替え円滑化法第118条第2項の規定により家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令(平成14年政令第367号)第27条で定めるところにより、当該市営住宅の使用料を減額することができる。</u></p> <p>(明渡請求権)</p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し使用許可を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) マンション建替え円滑化法第118条第1項の規定により入居したマンション建替え円滑化法第108条に規定する認定賃借人が、マンション建替え円滑化法第2条第1項第3号に規定する再建マンションに移転しないとき。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第10号までの規定に該当することにより同項の明渡しの請求を行ったときは、当該明渡しの請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の範囲内で市長が定める額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>5・6 略</p>